

第7章 参考資料

1 非常変災時の対応・留意点

(1) 小・中学校 平成23年11月 岐阜県教育委員会

(2) 県立高等学校 平成25年 9月 岐阜県教育委員会

(3) 県立特別支援学校 平成23年 9月 岐阜県教育委員会

参考) 県立学校非常変災時の対応 (例)

各県立学校の具体的な対応は、各学校のホームページに記載しています。



小・中学校における気象警報発表時の対応に関する基本方針

平成23年11月 岐阜県教育委員会

各市町村教育委員会、各学校においては、以下に示す「基本方針」及び「対応における留意点」を参考に、地域における過去の災害による被害状況や、今後起こり得る災害の態様等を十分に把握し、危機意識をもって、改めて対応等を見直すとともに、地域や各学校の実情に応じて対応等をより具体化していく必要があります。

① 早い段階で決断する

児童生徒の安全が第一である。危険が予見される段階で、授業を打ち切ることに躊躇しない。

今秋の台風の対応においては、早い段階で危険が予見され下校させることを決定しながらも給食を実施してからの下校を選択したため、実際の下校時刻が数時間後になった学校が多くなった。今後は、災害発生時または災害発生のおそれがある時には、給食を提供できない場合もあることについて保護者に十分理解していただくとともに、各家庭での保存食等の備蓄を呼びかけるようにする。また、下校時刻の決定の判断にあたっては、給食の実施等にとらわれないようにする。

② 緊急時は、現場に一番近い学校が判断する

授業打ち切り等の緊急時においては、市町村教育委員会の判断を踏まえるとともに、十分意思疎通を図り、最終的には、各学校の校長が判断をする。(状況によっては、同一市町村内での共通性や統一性より校区の実情に応じた判断を優先する。)

同一市町村内であっても、地域の実情は大きく違う。また、市町村に警報が発表されても地域によって気象状況は違う。さらに、ひとつの中学校区内にあっても、各学校の通学範囲や通学路、通学方法など実情は違う。したがって、特に緊急時においては、結果的に同じ地区の小学校と中学校で、異なる対応となる場合があり得る。ただし、こうした措置をとる場合は、市町村教育委員会との協議や報告、中学校区内の各学校、保護者等との連携を密にすることが、一層重要になる。

③ 気象警報発表時は、児童生徒のみで下校させない

気象警報発表時に下校させる場合、児童生徒のみで下校させないようにする。

気象警報発表時は、生命及び安全の確保を第一に考え、児童生徒のみの下校はさせないようにする。この場合には、教師やPTA、地域のボランティアの方々など、大人による見届けが行われるようにするとともに、状況に応じて、保護者への引き渡しや学校での待機等を検討するなど、細心かつ確実に安全を確保する。なお、引率する教師や保護者は、児童生徒の安全確保を第一にするとともに、「自分の命は自分で守る」ことを、実際に現場で指導する機会として捉える。

※気象警報発表時とは、各市町村教育委員会が定める休校等に該当する警報が発表されている時を指す。

対応における留意点

① 授業打ち切り等を判断する気象警報の種類の見直し

授業を打ち切りにする場合の気象警報の種類の見直しを、市町村教育委員会ごとに行う。

➡ 今回の調査結果の分析から、現在の各市町村教育委員会の対応基準(気象警報の種類)は、各地域での過去数年間の災害状況等を踏まえたものと思われるが、昨今の異常気象を考慮し、現在や今後起こり得る災害の態様等も十分に把握した上で、危機意識をもって、改めて市町村教育委員会ごとに見直し、検討する。

② ハザードマップの作成と保護者や地域への周知

校区のハザードマップを作成し、家庭や地域で共有する。

➡ 小学校において、過去の災害状況を踏まえながら、地域、家庭、市町村等の意見等を反映したハザードマップを作成し、中学校区でとりまとめて共有する。また、そのハザードマップをもとに危険回避のシミュレーション等を実施する。なお、ハザードマップの作成にあたっては、自治会・保護者（PTA組織）・児童生徒・消防・警察・防災関係者（市町村防災担当課）等の協力を積極的に求める。

③ 多面的に情報が収集できる情報網の整備

刻々と変わる状況を、正確かつ迅速に、幅広く収集するための情報網を整備する。

➡ 各学校における情報収集の方法等が一面的であるという状況を改善し、多面的に情報収集ができる方法や情報網を整備する。より詳細な情報が得られるインターネットサイトへのアクセス、岐阜地方気象台の活用（より詳細な情報を収集する必要がある際には、市町村教育委員会が窓口となって問い合わせる）、市町村防災担当課や自治会、保護者（PTA組織）、学校安全ボランティア等からの情報が得られるよう、情報網の整備に努める。

④ 連携・協力組織の編成と活用

関係機関・地域等との平素の連携した活動を、緊急時の協力の源として活用する。

➡ 安全確認等を行う際には、関係機関や組織を活用する。特に、正確な情報や的確な指示を期待できる市町村防災担当課との連携を強化する必要がある。そのためには、校長や教頭、防災担当者は、平素からの関係機関等とのつながりを十分に築いておく必要がある。また、学校の教育活動における普段からの地域との密接な関わりが、協力を得られる源になり、緊急時に活用されるものとなる。

⑤ 保護者への連絡手段の複数化

メールだけでなく緊急連絡網等複数の伝達手段を整備する。

- ➡ 保護者への連絡手段として、学校からのメール送信による連絡が主流になっているが、メールサーバーの不具合等で届かない場合もある。メール送信による連絡とともに、市町村の防災無線の活用や、各学校の緊急連絡網の整備・周知など、複数の連絡手段を用意しておく必要がある。また、学校は、その時々の対応や児童生徒の状況等、保護者に対してリアルタイムに情報提供していく必要がある。

⑥ 児童生徒が安全に帰宅したことの確認

児童生徒が安全に帰宅したことを確認できる連絡体制を整備する。

- ➡ 今回の災害対応において、児童生徒が下校後に安全に帰宅したことの確認が十分に行われていなかった事例があった。また、家に帰っても保護者等が誰もいない児童生徒への配慮が不足していた事例もあった。一方で、小学校では、PTAの地域生活委員会の地区代表が地区委員を通して児童が安全に帰宅したことを確認し、とりまとめて報告したり、中学校では、学級の組織等を活用して、生徒の帰宅状況を確認したりするなどの方法をとった学校もあった。今後、各学校の状況に応じ、安全に帰宅したかどうかを確認できる連絡体制や方法を整備する必要がある。

⑦ 気象警報（災害）等に対する教職員の十分な理解

気象警報等の種類と予想される災害（被害）を教職員が十分理解する。

- ➡ 土砂災害警戒情報や竜巻注意情報、緊急地震速報等、近年新たに設定された警報などや、見過ごしがちな雷注意報、地域によっては、火山に関する警報など、各種注意報や気象にかかる警報の意味、想定される災害（被害）を教職員が熟知することが必要である。教職員が、正しい知識を身に付け、事前の対応や安全確認、さらに防災教育の指導等に万全を期す必要がある。

県立高等学校 非常変災時における対応方針

平成25年9月 岐阜県教育委員会

1 校長は、テレビ・ラジオ、防災関連ホームページ等を活用するとともに、関係機関と連絡を密にし、暴風、大雨、洪水等に関する気象、その他の状況の把握に努め、非常変災時における生徒の安全確保を期するものとする。

2 非常変災時における休業等の決定及び生徒の安全確保については、次のとおりとする。

(1) 非常変災に伴う休業等は、校長が決定する。

その際には、次の各点に留意すること。

① 登校に関して

ア 警報が発表されている場合は、自宅待機を原則とする。

イ 自宅待機及び授業開始等の基準は、校長が決定し生徒・保護者に示す。

② 下校に関して

ア 警報発表中及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。

イ 警報発表後に帰宅させる場合は、警報解除後を原則とする。その際、交通機関、道路及び生徒の居住地域等の安全を確認のうえ、帰宅させる。

ウ 自宅への到着確認を確実に行う。

③ 情報の把握、伝達に関して

ア 警報発表中及び警報発表が予想される場合は、情報を把握する本部（担当者）を置く。

イ 担当者は、把握した情報を遅滞なく教職員に伝達する。

④ 保護者への連絡に関して

ア 警報発表中及び警報発表が予想される場合の対応については、保護者へ確実に連絡する。

イ 保護者への連絡方法は、事前に複数確保しておく。

(2) 県内広域に大規模な災害の発生が予想され、速やかにその徹底を要する場合は、(1)にかかわらず、県災害対策本部教育部長（県教育長）が全域又は地域を指定して、休業等を決定するものとする。

(3) 登校後に特別警報が発表された場合は、学校に待機させ、安全確保に努める。

県立高等学校の非常変災時における対応の留意点

①自宅待機、学校待機に関する学校ごとの基準の作成

学校は、自宅待機や学校待機にする場合の基準の作成を行う。

- ➡ 現在の気象警報は、市町村ごとに発表されている。学校が所在する地域に気象警報が発表されていなくても生徒が居住する地域に発表されている場合や通学経路の地域に発表されている場合もある。現在の各市町村教育委員会の対応基準(気象警報の種類)は、各地域での過去数年間の災害状況等を踏まえたり、昨今の異常気象を考慮したりして決められている。県立高等学校は、対応方針に基づき、学校が所在する市町村の対応基準や生徒が居住する市町村の対応基準等にも留意しつつ、各学校に在籍する生徒の通学範囲、方法、時間等を考慮した学校独自の基準を作成する。

②多面的に情報が収集できる体制の整備

刻々と変化する状況を、迅速かつ正確に、幅広く収集するための体制を整備する。

- ➡ 各学校における情報収集の方法等が一面的であるという状況を改善し、より多面的に情報収集ができる方法を活用するとともに、体制を整備する。より詳細で最新の情報が得られる防災関連ホームページや岐阜県河川課の情報配信サービスを活用したり、市町村防災担当課や近隣地域・周辺学校等からの情報を得たりするなど、情報が収集できる体制の整備に努める。また、生徒の居住地や通学経路の情報が保護者から学校へ届くようなシステムを整備するよう努める。

③学校待機等の対応を判断する気象警報等の情報収集担当者の設置

警報発表中及び警報発表が予想される場合は、刻々と変化する気象警報等の情報を収集する担当者を設置するとともに、得られた情報を迅速かつ確実に伝達する。

- ➡ 学校待機等の対応を判断する場合は、気象警報に関する情報がよりどころとなることから、確実に情報を把握する担当者を決めて対応するとともに、刻々と変化する気象警報等の情報が校内の教職員に迅速かつ確実に伝わるようにする必要がある。

④保護者への連絡手段の複数化

メールだけでなく緊急連絡網等複数の連絡手段を整備する。

- ➡ 保護者への連絡手段として、学校からのメール送信による連絡が主流になっているが、メールサーバーの不具合等で届かない場合もある。学校は、その時々の対応や生徒の状況等、保護者に対して適宜、情報を提供していく必要があるため、メール送信による連絡とともに、各学校の緊急連絡網の整備・周知など、複数の

連絡手段を用意しておく必要がある。

⑤通学手段別の対応や引渡方法の打ち合わせ

生徒の様々な通学手段を踏まえた対応策を検討する。

➡ 警報解除後に帰宅させる場合には、公共交通機関の運行状況や帰宅経路となる道路及び生徒の居住地域等の安全を確認のうえ、帰宅させる必要がある。警報解除後であっても、全ての生徒が安全に帰宅できるよう、より安全な帰宅経路を指導したり、ポイントとなる場所での立哨指導などを行ったりすることにより、安全の確保に努める。また、保護者へ引渡しを行う場合は、引渡場所の状況を把握し、保護者の安全も確保したうえで行うことが必要である。保護者の安全が確保できない場合は、生徒を学校に待機させておく。

○通学手段別対応の例

通常の手段	対応例
徒歩・自転車	<ul style="list-style-type: none">より安全な帰宅経路を通るよう指導する。河川の近くや橋等での立哨指導を行う。
路線バス・電車	<ul style="list-style-type: none">バス停又は駅等で教職員が運行状況を確認する。バス停又は駅等での立哨指導を行う。
保護者迎え	<ul style="list-style-type: none">保護者引渡ルートを指定する。引渡場所を指定する。

⑥学校に留め置くことを想定した備蓄品の準備

気象警報が継続している場合や保護者への引渡しが遅れた場合などに学校に待機させることを想定して、少なくとも1食分の食糧や飲料水などを備蓄しておく。

➡ 保護者への引渡しを行う場合、保護者への連絡がすぐに取れないことや、保護者が安全に引渡場所へ到着できること、保護者の都合により遅い時間まで学校に待機させなければならないことなどが考えられる。そのような場合に対応するため、学校待機を想定して必要な備蓄品をあらかじめ保護者とよく相談のうえ、準備しておくことが必要である。また、停電した場合に使用できない施設や設備が何かを事前に把握しておく、対応策を確認しておくことも必要である。

⑦連携・協力組織の編成と活用

関係機関・地域等との平素の連携した活動を、緊急時の協力の源として活用する。

➡ 居住地域や通学経路等の安全確認を行う際には、関係機関や組織を活用する。特に、正確な情報や的確な指示を期待できる市町村防災担当との連携を強化する

必要がある。そのためには、校長や教頭、防災担当者は、平素からの関係機関等とのつながりを十分に築いておく必要がある。また、学校の教育活動における普段からの地域との密接な関わりが、協力を得られる源になり、緊急時に活用されるものとなる。

⑧生徒が安全に帰宅したことの確認

生徒が安全に帰宅したことを確認できる連絡体制を整備する。

- ➡ 警報発表の有無にかかわらず、生徒の安全確保のためにとる対応については、保護者への連絡を確実に行うとともに、生徒が安全に帰宅したことの確認を確実に行う必要がある。全ての生徒が安全に帰宅したかどうかを確認できる連絡体制や方法を各学校の状況に応じて整備する必要がある。

⑨気象警報（災害）等に対する教職員の十分な理解

気象警報等の種類と予想される災害（被害）を教職員が十分理解する。

- ➡ 土砂災害警戒情報や竜巻注意情報、緊急地震速報、本年新たに設定された特別警報などや、見過ごしがちな雷注意報、地域によっては、火山に関する警報など、各種注意報や気象にかかる警報の意味、想定される災害（被害）を教職員が熟知することが必要である。教職員が、正しい知識を身に付け、事前の対応や安全確認、さらに防災教育の指導等に万全を期す必要がある。また、特に生徒に対しては、「通学経路の危険箇所をあらかじめ確認しておく」、「危険箇所には近づかない」など、「自分の命は自分で守る」ことを、指導しておく必要がある。

県立特別支援学校 非常変災時における対応方針

平成25年9月 岐阜県教育委員会

1 校長は、テレビ・ラジオ、防災関連ホームページ等を活用するとともに、関係機関と連絡を密にし、暴風、大雨、洪水等に関する気象、その他の状況の把握に努め、非常変災時における生徒の安全確保を期するものとする。

2 非常変災時における休業等の決定及び児童生徒の安全確保については、次のとおり

とする。特に、児童生徒一人一人の障がいの状態や個々の特性に十分配慮する。

(1) 非常変災に伴う休業等は、校長が決定する。

その際には、次の各点に留意すること。

① 登校に関して

ア 警報が発表されている場合は、自宅待機を原則とする。

イ 自宅待機及び授業開始等の基準は、校長が決定し児童生徒・保護者に示す。

② 下校に関して

ア 警報発表中及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。

イ 警報発表後に帰宅させる場合は、警報解除後を原則とする。その際、児童生徒だけで帰宅させない。

ウ 自宅への到着確認を確実に行う。

③ 情報の把握、伝達に関して

ア 警報発表中及び警報発表が予想される場合は、情報を把握する本部（担当者）を置く。

イ 担当者は、把握した情報を遅滞なく教職員に伝達する。

④ 保護者への連絡に関して

ア 警報発表中及び警報発表が予想される場合の対応については、保護者へ確実に連絡する。

イ 保護者への連絡方法は、事前に複数確保しておく。

(2) 県内広域に大規模な災害の発生が予想され、速やかにその徹底を要する場合は、(1)に関わらず、県災害対策本部教育部長（県教育長）が全域又は地域を指定して、休業等を決定するものとする。

(3) 登校後に特別警報が発表された場合は、学校に待機させ、安全確保に努める。

県立特別支援学校の非常変災時における対応の留意点

①自宅待機、学校待機に関する学校ごとの基準の作成

学校は、自宅待機や学校待機にする場合の基準の作成を行う。

- ➡ 現在の気象警報は、市町村ごとに発表されている。学校が所在する地域に気象警報が発表されていなくても児童生徒が居住する地域に発表されている場合や通学経路の地域に発表されている場合もある。現在の各市町村教育委員会の対応基準(気象警報の種類)は、各地域での過去数年間の災害状況等を踏まえたり、昨今の異常気象を考慮したりして決められている。特別支援学校には、義務教育対象年齢の児童生徒が在籍していることから、県立特別支援学校の対応方針に基づき、学校が所在する市町村の対応基準や児童生徒が居住する市町村の対応基準にも留意しつつ、各学校に在籍する児童生徒の障がいの状態や通学範囲、方法、時間等を考慮した学校独自の基準を作成する。

②多面的に情報が収集できる体制の整備

刻々と変化する状況を、迅速かつ正確に、幅広く収集するための体制を整備する。

- ➡ 各学校における情報収集の方法等が一面的であるという状況を改善し、より多面的に情報収集ができる方法を活用するとともに、体制を整備する。より詳細で最新の情報が得られる防災関連ホームページや岐阜県河川課の情報配信サービスを活用したり、市町村防災担当課や近隣地域・周辺学校等からの情報を得たりするなど、情報が収集できる体制の整備に努める。また、児童生徒の居住地や通学経路の情報が保護者から学校へ届くようなシステムを整備するよう努める。

③学校待機等の対応を判断する気象警報等の情報収集担当者の設置

警報発表中及び警報発表が予想される場合は、刻々と変化する気象警報等の情報を収集する担当者を設置するとともに、得られた情報を迅速かつ確実に伝達する。

- ➡ 学校待機等の対応を判断する場合は、気象警報に関する情報がよりどころとなることから、確実に情報を把握する担当者を決めて対応するとともに、刻々と変化する気象警報等の情報が校内の教職員に迅速かつ確実に伝わるようにする必要がある。

④保護者への連絡手段の複数化

メールだけでなく緊急連絡網等複数の連絡手段を整備する。

- ➡ 保護者への連絡手段として、学校からのメール送信による連絡が主流になっているが、メールサーバーの不具合等で届かない場合もある。学校は、その時々の対応や生徒の状況等、保護者に対して適宜、情報を提供していく必要があるため、

メール送信による連絡とともに、各学校の緊急連絡網の整備・周知など、複数の連絡手段を用意しておく必要がある。

⑤通学手段別の対応や引渡し方法の打ち合わせ

児童生徒の様々な通学手段を踏まえた対応策を検討する。

➡ 保護者への引渡しについては、その手段をあらかじめ相談しておくなど、事前のシミュレーションが必要である。そのためにも警報発表中及び警報発表が予想される場合は速やかに保護者に連絡し、学校の対応を知らせるとともに、引渡しが安全に行われるよう連絡を密にして、双方の協力で安全な帰宅を完了させる。また、保護者へ引渡しを行う場合は、引渡し場所の状況を把握し、保護者の安全も確保したうえで行うことが必要である。保護者の安全が確保できない場合は、児童生徒を学校に待機させておく。

○通学手段別対応の例

通常の手段	対応例
スクールバス	<ul style="list-style-type: none">教職員がバスに同乗し、バス降車場所で保護者に引き渡す。保護者が引渡しに対応できない場合は、引渡しまで学校で待機させる。
徒歩・自転車	<ul style="list-style-type: none">保護者引渡しまで学校で待機させる。教職員の引率により帰宅させる。
路線バス・電車	<ul style="list-style-type: none">保護者引渡しまで学校で待機させる。保護者が学校での引渡しに対応できない場合は、引渡可能な場所と時間について保護者と打ち合わせ、決定する。
保護者送迎	<ul style="list-style-type: none">保護者引渡しまで学校で待機させる。

⑥学校に留め置くことを想定した備蓄品の準備

気象警報が継続している場合や保護者への引渡しが遅れた場合などに学校に待機されることを想定して、少なくとも1食分の食糧や飲料水などを備蓄しておく。

➡ 保護者への引渡しを行う場合、保護者への連絡がすぐに取れないことや、保護者が安全に引渡し場所へ到着できること、保護者の都合により遅い時間まで学校に待機させなければならないことなどが考えられる。そのような場合に対応するため、障がいの状態に応じて必要な備蓄品をあらかじめ保護者とよく相談のうえ、準備しておくことが必要である。また、停電した場合に使用できない施設や設備が何かを事前に把握しておき、対応策を確認しておくことも必要である。

⑦連携・協力組織の編成と活用

関係機関・地域等との平素の連携した活動を、緊急時の協力の源として活用する。

➡ 居住地域や通学経路等の安全確認を行う際には、関係機関や組織を活用する。特に、正確な情報や的確な指示を期待できる市町村防災担当との連携を強化する必要がある。そのためには、校長や教頭、防災担当者は、平素からの関係機関等とのつながりを十分に築いておく必要がある。また、学校の教育活動における普段からの地域との密接な関わりが、協力を得られる源になり、緊急時に活用されるものとなる。

⑧児童生徒が安全に帰宅したことの確認

児童生徒が安全に帰宅したことを確認できる連絡体制を整備する。

➡ 警報発表の有無にかかわらず、児童生徒の安全確保のためにとる対応については、保護者への連絡を確実に行うとともに、児童生徒が安全に帰宅したことの確認を確実に行う必要がある。全ての児童生徒が安全に帰宅したかどうかを確認できる連絡体制や方法を各学校の状況に応じて整備する必要がある。

⑨気象警報（災害）等に対する教職員の十分な理解

気象警報等の種類と予想される災害（被害）を教職員が十分理解する。

➡ 土砂災害警戒情報や竜巻注意情報、緊急地震速報、本年新たに設定された特別警報などや、見過ごしがちな雷注意報、地域によっては、火山に関する警報など、各種注意報や気象にかかる警報の意味、想定される災害（被害）を教職員が熟知することが必要である。教職員が、正しい知識を身に付け、事前の対応や安全確認、さらに防災教育の指導等に万全を期す必要がある。また、特に自力通学者に対しては、「通学経路の危険箇所をあらかじめ確認しておく」、「危険箇所には近づかない」など、「自分の命は自分で守る」ことを、障がいの状態に応じて指導しておく必要がある。

2 文部科学省等作成資料

- (1) 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
(文部科学省 平成22年3月)
- (2) 「『生きる力』を育む防災教育の展開」(文部科学省 平成25年3月)
- (3) 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」
(文部科学省 平成24年3月)
- (4) 「災害から命を守るために」(文部科学省 平成20年3月)
小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）
- (5) 「災害から命を守るために～防災教育教材（中学生用）～」(DVD)
(文部科学省 平成21年3月)
- (6) 「災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用）～」(DVD)
(文部科学省 平成22年3月)
- (7) 「津波からにげる」小学生向け (DVD) (気象庁 平成24年3月)
- (8) 「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」
発達した積乱雲による災害・事故防止 啓発映像 (DVD)
(気象庁 平成25年3月)
- (9) 自助実践200万人運動 避難対策DVD
「集中豪雨に備えよう 7.15豪雨災害の教訓」
(岐阜県 平成23年5月)
- (10) 自助実践200万人運動DVD
「命を守る地震対策」(岐阜県 平成24年9月)

3 防災関連ホームページ等

○岐阜県総合防災ポータル（岐阜県庁ホームページ）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/bousai/>

○ぎふ川と道のアラームメール（岐阜県 河川課）

（ＰＣから） <http://service.sugumail.com/gifu/member/>

（携帯から） t-gifu@sg-m.jp へ空メールを送信

○岐阜地方気象台ホームページ

<http://www.jma-net.go.jp/gifu/>

○「レーダー・降水ナウキャスト（降水・竜巻・雷）」（気象庁）

→広域データの把握、予測に役立つサイト

<http://www.jma.go.jp/radnowc/>

○「XバンドMPレーダ雨量情報」（国土交通省）

→短時間・局地的な豪雨を把握する際、役立つサイト

<http://www.river.go.jp/xbandradar/>

○岐阜県川の防災情報

<http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

○ぎふ山と川の危険箇所マップ

<http://kikenmap.gifugis.jp/>

○災害から命を守る岐阜県民運動

→子どもたちが自分で自分の命を守る力を高めることに役立つサイト

<http://www.jijyojissen.jp/index.html>

○内閣府 防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

監修

- 国土館大学体育学部 こどもスポーツ教育学科 教授 北 俊夫
- 岐阜大学工学部 社会基盤工学科 教授 高木 朗義

参考・引用文献 等

- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）
- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省）
- 「『生きる力』を育む防災教育の展開」（文部科学省）
- 「学校における防災教育の手引き」（長野県教育委員会）
- 「命を守る力を育てる～学校教育活動全体で進める安全教育～」（静岡県教育委員会）
- 「学校安全 管理・教育の手引 改訂版」（岐阜県教育委員会）
- 岐阜地方気象台ホームページ
- 岐阜県総合防災ポータル
- 災害から命を守る岐阜県民運動ホームページ

協力、資料・写真提供 等

- | | | |
|---------------------|-------------|------------|
| 長野県教育委員会 | 静岡県教育委員会 | |
| 気象庁 岐阜地方気象台 | | |
| 岐阜県 危機管理部門危機管理課、防災課 | | 県土整備部河川課 |
| 岐阜市教育委員会 | 海津市教育委員会 | 郡上市教育委員会 |
| 御嵩町教育委員会 | 中津川市教育委員会 | 高山市教育委員会 |
| 岐阜市立合渡小学校 | 海津市立西江小学校 | 郡上市立郡上東中学校 |
| 郡上市立西和良小学校 | 郡上市立和良小学校 | 御嵩町立上之郷小学校 |
| 中津川市立第一中学校 | 高山市立北稜中学校 | 高山市立本郷小学校 |
| 高山市立栃尾小学校 | | |
| 県立大垣桜高等学校 | 県立中津川工業高等学校 | 県立岐阜盲学校 |
| 県立岐阜聾学校 | 県立大垣特別支援学校 | 県立可茂特別支援学校 |

「防災教育の手引き」

発行年月 平成26年3月
発行者 岐阜県教育委員会
編集 岐阜県教育委員会スポーツ健康課
〒500-8570
岐阜県岐阜市薮田南2-1-1
TEL 058-272-1111